

●香川県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年2月19日から同年3月12日まで一般の縦覧に供する。

平成25年2月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 高松琴平線（282号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町小野字山間甲872番2 地先から	前	15.6~17.4	48	国道との管理区 分の変更による 道路区域の見直 し
綾歌郡綾川町小野字山間甲902番1 地先まで	後	17.4~27.8	48	

- 4 供用開始の期日 平成25年2月19日